

添付法令資料 4 :

加工食品のラベルに関する 2018 年 9 月 21 日付インドネシア共和国  
医薬品食品監督庁長官規則 No.31 (目次)  
同年 10 月 19 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 ラベルの基準
  - 第 1 節 通則 (第 4 条ないし第 9 条)
  - 第 2 節 製品名 (第 10 条ないし第 12 条)
  - 第 3 節 使用される原料の登録 (第 13 条)
    - 第 1 款 主原料 (第 14 条ないし第 18 条)
    - 第 2 款 食品添加物 (第 19 条ないし第 24 条)
    - 第 3 款 補助材料 (第 25 条)
  - 第 4 節 正味重量及び正味内容量 (第 26 条及び第 27 条)
  - 第 5 節 生産者又は輸入者の名称及び住所 (第 28 条ないし第 31 条)
  - 第 6 節 条件とされる部分のハラール説明 (第 32 条)
  - 第 7 節 生産の日付及びコード (第 33 条)
  - 第 8 節 期限の説明 (第 34 条及び第 35 条)
  - 第 9 節 流通許可番号 (第 36 条)
  - 第 10 節 特定の食品原料の由来 (第 37 条ないし第 42 条)
- 第 3 章 その他の説明
  - 第 1 節 栄養成分及び／又は非栄養成分についての説明 (第 43 条及び第 44 条)
  - 第 2 節 健康に係る情報の説明 (第 45 条)
  - 第 3 節 配分についての説明 (第 46 条)
  - 第 4 節 使用方法についての説明 (第 47 条)
  - 第 5 節 保存方法についての説明 (第 48 条)
  - 第 6 節 アレルゲンについての説明 (第 49 条ないし第 51 条)
  - 第 7 節 警告についての説明 (第 52 条ないし第 54 条)
  - 第 8 節 クレームについての説明 (第 55 条)
  - 第 9 節 オーガニック加工食品についての説明 (第 56 条)
  - 第 10 節 スポンサーの説明 (第 57 条)
  - 第 11 節 消費者苦情申立てサービスの説明 (第 58 条)
  - 第 12 節 二次元バーコードの説明 (第 59 条)
  - 第 13 節 認証機関による安全性及び品質に係る認証の説明 (第 60 条)
  - 第 14 節 環境持続可能性と関連する文言、ロゴ及び／又は図 (第 61 条)
  - 第 15 節 加工食品の特定の品質と区別するための説明 (第 62 条ないし第 64 条)
- 第 4 章 雑則 (第 65 条及び第 66 条)
- 第 5 章 禁止 (第 67 条ないし第 70 条)

第6章	行政制裁（第71条）
第7章	経過規定（第72条）
第8章	終則（第73条及び第74条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所